

(12) 「政策解説：国家戦略分野人力養成総合計画確定」
『교육마당 21 (教育の広場21)』2001年12月号<
<http://www.madang21.or.kr/>> (last access
2004.6.14)

(13) 教育人的資源部ウェブサイト <<http://www.moe.go.kr/>> (last access 2004.6.14)

(参考文献) (注で記したものは除く)

・各法律案、法律改正案、それに対する検討報告書、審査報告書等については、韓国国会ホームページ<
<http://www.assembly.go.kr/>> (last access

2004.6.14) の議案データベースを利用。

・制定された法律については韓国法制研究所<<http://www.klri.re.kr/>> (last access 2004.6.14) の現行法令データベースを利用。

・各新聞記事。新聞記事については、KINDS (Korean Integrated News Database System) <<http://www.kinds.or.kr/>> (last access 2004.6.14) を使用し検索した。

(しらい きょう・海外立法情報課)

【短信：中国】

対外貿易法の改正

鎌田 文彦

2004年4月6日、第10期全国人民代表大会常務委員会第8回会議で、「中華人民共和国対外貿易法」(以下「対外貿易法」という。)が改正され、2004年7月1日から施行されることになった。^(注1)

対外貿易法は、1994年に制定され、これまで中国の商品、技術及びサービスの輸出入を律する基本法の役割を果たしてきた。この10年の間に中国は目覚ましい経済発展を遂げ、世界有数の貿易大国へと飛躍し、2001年12月には、悲願であったWTO(世界貿易機関)への加盟を果たし、名実共に世界の先進国と肩を並べるに至った。このような中国自身の経済活動の規模拡大と中国をめぐる環境の変化に対応すべく、対外貿易法の改正が行われた。

以下、本稿では、対外貿易法改正の背景と、その内容について紹介することとする。

1 改正の背景

(1) 貿易の拡大

1994年当時、中国の輸出入総額は世界第11位の規模であったが、その後約10年を経て、2003年には米国、ドイツ、日本に次ぐ第4位まで順位が上昇した。

2003年の輸出入総額は8512億ドルで、前年に比べて37.1%増加した。うち、輸出額は4384億ドルで、34.6%の増加、輸入額は4128億ドルで、39.9%の増加となった。^(注2)

この勢いは、2004年も継続している。2004年1月から3月までの第1-4半期の貿易統計速報によれば、この間の輸出入総額は2398億ドルで、前年同期に比べて38.2%増加した。うち、輸出額は1157億ドルで、34.1%の増加、輸入額は1241億ドルで、42.3%の増加となった。^(注3)

1994年に制定された対外貿易法は、以上のような貿易の規模の拡大、並びに貿易に従事する

主体の多様化及び事務手続の複雑化等の状況に、十分に対応できなくなりつつあった。そこで、中国の貿易の現状に則した法的基盤の整備を目指して、対外貿易法が改正されたのである。

(2) WTO 加盟

中国は、WTO 加盟の交渉過程で、経済社会の広範な分野に関して、対外開放を進め、国際的基準に合致した制度を段階的に構築するとの公約を行った。この公約に基づいて、中国では、関連法の制定及び改正を含めた各種制度の改善・構築が急ピッチで進められている。公約には、非関税障壁の撤廃、関税引下げ、外国企業への貿易権の段階的付与、流通・通信・金融・証券等の分野の対外開放等、中国の貿易制度の根幹に関わる問題が含まれている。これらの公約を実施するための法的整備が、対外貿易法改正のもう一つの眼目である。以下に紹介するとおり、今回の改正により、知的財産権の保護等、WTO 加盟時の公約に基づく規定が多数盛り込まれた。

2 改正の内容

改正された対外貿易法は、全11章70か条の構成となった。その章立ては、次のとおりである。

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 対外貿易の経営者（第8条～第13条）

第3章 商品の輸出入及び技術の輸出入（第14条～第23条）

第4章 国際サービス貿易（第24条～第28条）

第5章 対外貿易に関する知的財産権保護（第29条～第31条）

第6章 対外貿易の秩序（第32条～第36条）

第7章 対外貿易の調査（第37条～第39条）

第8章 対外貿易の救済（第40条～第50条）

第9章 対外貿易の促進（第51条～第59条）

第10章 法的責任（第60条～第66条）

第11章 附則（第67条～第70条）

改正前の対外貿易法は、全8章44条の構成であり、今回の改正により3章が追加され、条文も大幅に増加した。新たに設けられた章は、第5章、第7章、第8章、すなわち知的財産権保護、対外貿易の調査及び救済に関する部分である。新たに追加された3章は、今回の改正の内容を端的に示している。

以下、主な改正点についてまとめる。

(1) 個人貿易の開放

従来、貿易活動に従事できるのは、^(注7) 国务院の対外貿易主管部門の許可を得た法人及び団体に限られていた。それが、今回の改正により、個人（法文上の表現は「自然人」）も貿易を行うことができることになった（第8条）。この改正は、貿易活動のより広範な開放という WTO 加盟時の公約に基づいている。また、中国国境地帯では、事実上個人が手広く貿易活動を行っていることから、それを追認する意味も含まれている。

(2) 営業手続の規制緩和

従来、貿易活動を行う場合は、国务院の対外貿易主管部門の許可が必要とされていた。これが、登記手続さえ行えば、貿易に従事できるように改められた（第9条）。中国は、WTO 加盟にあたって、3年をかけて段階的に貿易権の審査許可制度を廃止することを公約していた。今回は、それを法的に明確に規定したものであり、これもまた、公約に基づく規制緩和の一環である。

(3) 知的財産権の保護

知的財産権の保護は、WTO が打ち出している最重要原則であり、今回の改正では貿易における知的財産権の保護に関する一章を新設して、この問題を重視する方針を明確にした。例えば、第29条では、国は知的財産権に関する法令に基づいて、貿易に関連する知的財産権を保護するとし、知的財産権を侵害し、貿易秩序を

攪乱する商品については、国務院の対外貿易主管部門が、輸入禁止措置を採ることができるとしている。

(4) 貿易に関する調査の実施

新たに設けられた第7章では、国務院の対外貿易主管部門が、必要に応じて貿易をめぐる諸問題に関する調査を行うとしている。調査項目としては、商品・技術・サービスの輸出入が国内産業に与える影響、他の国・地域における貿易障壁、ダンピング認定のために必要とされる事項等が挙げられている（第37条）。

(5) 救済措置の執行

第8章は、貿易をめぐる救済措置について規定している。上述の調査の結果、必要と認められれば、国が国内産業保護及び貿易秩序維持のために必要な救済措置を採ることができるとしている（第40条）。例えば、他の国・地域が不当な安値で輸出を行い、国内市場に被害を与え、又は被害を与える可能性が生じた場合は、適切な反ダンピング措置を講じ、脅威を除去するとしている（第41条）。国内産業の保護が必要と判断された場合でも、あくまでもWTOのルールに則った対応を採るとの方針が示されている。

3 今後の展望

商務部の責任者は、今回の対外貿易法の改正によって、中国が次のような方向に進むことが可能になったとしている。^(注8)

- (1) 国内の貿易関係者に平等な条件を保障し、自由で活発な貿易を促進することができる。
- (2) 中国と他の国・地域との間に、公平かつ相互に予測可能な貿易の環境を創造し、中国と世界の共同の発展を促進することができる。
- (3) 国際的に認められ、標準化された貿易の管理メカニズムを導入し、国内産業及び市場を保護し、国の経済的安全を保持することがで

きる。

中国は、国際基準に則りながら、貿易の促進と国内産業の保護をはかり、更なる対外開放と経済発展を実現しようとしている。

注

- (1) 「第10期全国人民代表大会常務委員会第8回会議閉幕」『人民日報』2004.4.7.

なお、中国語の「貿易」は、「取引」、「商業活動」一般を表しており、日本語に比べて幅の広い概念である。そこで、国内の商取引は「国内貿易」、外国との商取引は「対外貿易」と呼ばれる。日本語の感覚からすれば、「貿易法」の名称で十分と思われるところ、「対外貿易法」という法律名が用いられているのは、そのような理由による。

- (2) 「WTO加盟に適應し、対外貿易の発展を加速」『人民日報』2004.4.10.

「中華人民共和国2003年国民経済及び社会発展統計公報」『新華月報』2004年第4期, p.182.

- (3) 「国民経済は引き続き高度成長の勢いを保持」『人民日報』2004.4.16.

- (4) 中国のWTO加盟にあたっての公約について概括的に紹介した文献として、呉綜之「中国はWTO加盟時の公約を履行しているのか」『北京周報』（日本語インターネット版）No.4, 2004<<http://www.pekin-shuho.com/2004.04/04-zhongyao-1.htm>>（last access 2004.6.7）参照。

- (5) 改正された対外貿易法の全文は、『人民日報』2004.4.10に掲載されている。

- (6) ここで言う「経営者」（中国語も同じ表現）とは、正規の手續に従って貿易活動を行う法人、団体及び個人を指す（第8条）。

- (7) 対外貿易主管部門とは、現在の国務院の組織では、商務部を指す。

- (8) 前掲「WTO加盟に適應し、対外貿易の発展を加速」『人民日報』2004.4.10.

（かまた ふみひこ・海外立法情報課）